解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都練馬区小竹町一丁目一一番一号メイゾン小竹向原管理人室

メイゾン小竹向原管理組合法人

清算人　山本紀一郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

山形県酒田市上本町六番七号

前田企業年金基金

清算人　前田　直之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

山形県村山市楯岡笛田一丁目一七番三号

財団法人松岡俊三遺徳顕彰会

代表清算人　佐藤　恒雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

静岡県静岡市葵区栄町四番地の一〇　静岡栄町ビル内

静岡県中部機械工業厚生年金基金

代表清算人　坪井　邦俊

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

静岡県静岡市葵区宮前町二四番地

静岡県トラック運送厚生年金基金

代表清算人　大須賀正孝

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十九日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

熊本県水俣市陣内一丁目一番一号

清算法人水俣土地改良区

清算人代表　福山　幹雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日に社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

福岡市中央区高砂一丁目二番四号C－SA BLEビル一〇一号　医療法人福岡ENT

清算人　河野もと子

公益信託宇流麻福祉基金平成二十八年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十八年度事業は信託財産減少により募集中止、信託目的達成が不能となったことより、残余財産九〇五、四九二円を公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金へ寄附、平成二十八年五月十七日終了した。

平成二十八年五月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託宇流麻福祉基金

受託者　三菱UFJ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市大字釜石第一二地割四二番地、最後の住所岩手県釜石市上中島町四丁目一番二七号　被相続人　亡　後藤　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王惣門ビル五階B号室

相続財産管理人　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市登米町寺池荒町四番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区田島五丁目二五番地七号一〇五　被相続人　亡　及川　喜志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭開発ビル四〇六　中谷聡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市箕郷町善地一四四二番地二、最後の住所群馬県高崎市箕郷町善地一四四二番地四二番地二　被相続人　亡　小澤　清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

群馬県高崎市宮元町二九二番地ザ・グランクーブス一階

相続財産管理人　弁護士　金井　健

平成二十八年五月三十一日

群馬県伊勢崎市曲沢町三五四番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市曲沢町三五四番地五　被相続人　亡　今井　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

群馬県前橋市櫛島町六三番地一

相続財産管理人　弁護士　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市野火止五丁目三六番地五、最後の住所埼玉県新座市野火止五丁目一四番一一号　被相続人　亡　福島　健太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三－七－二タニグチビル五階　白鳥法律事務所

相続財産管理人　白鳥　敏男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区花川戸二丁目一〇番地一、最後の住所埼玉県入間市大字新久八六六番地七七　四二－五七〇　被相続人　亡　田中　秀晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県所沢市北秋津七二五－四　ぱらどーる一階　小林和恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　善亮